### 議案第 10 号

## 名張市立小中学校事務処理等に関する規程の一部を改正する 規程の制定について

名張市立小中学校事務処理等に関する規程(平成18年教育委員会規程第1号)の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する。

平成31年 3月 4日提出

名張市教育委員会 教育長 上 島 和 久 名張市立小中学校事務処理等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

#### 1. 改正理由

名張市立小中学校の事務の高度化、効率化等により、学校運営を支援するために設置 している共同実施組織の運営及び業務を更に円滑に処理するため、所要の改正を行うも のとする。

#### 2. 改正内容

共同実施組織の組織体制強化のため、新たに運営総責任者を置くこととし、そのことに伴う所要の改正を行う。

#### 3. 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

名張市立小中学校事務処理等に関する規程の一部を改正する規程

名張市立小中学校事務処理等に関する規程(平成18年教育委員会規程第1号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1項中「教育長は」の次に「、別表第1に定めるところにより」を加え、同条第6項中「共同実施組織」を「全てのグループの共同実施組織」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「グループリーダー」を「総リーダー」に、「拠点校」を「全てのグループの拠点校(以下「拠点校」という。)」に、「共同実施」を「グループリーダーの本務校を当該グループのグループ拠点校(以下「グループ拠点校」という。)として、共同実施」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「グループリーダー」を「総リーダー及びグループリーダー」に、「充てる」を「任命する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 教育長は、2以上の共同実施組織を指定し、そのうち1の共同実施組織に運営総責任者(以下「総リーダー」という。)を置くことができる。
  - 第2条に次の1項を加える。
- 8 グループ拠点校の校長は、当該グループの共同実施組織を総括する。

第3条第1項中「当該グループ内各校の校長と十分協議したうえで」を「それぞれのグループ拠点校の校長と十分協議した上で」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、グループ拠点校の校長は、あらかじめ当該グループ内の校長と十 分協議をしておかなければならない。

第3条第2項中「当該グループ内各校」を「それぞれのグループ拠点校」に、「に了 承」を「の承認」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、グループ拠点校の校長は、あらかじめ当該グループ内の校長の承認を受けておかなければならない。

第4条第1号中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第5条第1項中「グループリーダー」を「総リーダー又はグループリーダー」に、「別表第2」を「別表第3」に、同条第2項中「グループリーダー」を「総リーダー又はグループリーダー」に改める。

第6条第2項中「各事務職員が」を「各事務職員に」に改め、「発令するよう」の次に「、及び総リーダーとなる事務職員に全てのグループ内各校の事務職員の兼務を発令するよう」を加える。

別表第2表中「共同実施組織」の次に「総リーダー及び」を加え、同表を別表第3とし、 別表第1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

#### 別表第1(第2条関係)

共同実施グループ	構成校
----------	-----

名張中学校区・赤目中	名張中学校、赤目中学校、名張小学校、比奈知小学校、錦
学校区	生赤目小学校、箕曲小学校、梅が丘小学校、百合が丘小学
	校
桔梗が丘中学校区・北	桔梗が丘中学校、北中学校、南中学校、蔵持小学校、薦原
中学校区・南中学校区	小学校、美旗小学校、桔梗が丘小学校、桔梗が丘南小学
	校、桔梗が丘東小学校、つつじが丘小学校、すずらん台小
	学校

# 附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

改正案	現行
第1条 (略)	第1条 (略)
(組織)	(組織)
第2条 教育長は <u>、別表第1に定めるところによ</u>	第2条 教育長は、中学校区を基本として、地域の
<u>り</u> 、中学校区を基本として、地域の特性に応じた	- 特性に応じた学校から構成する共同実施グルー
学校から構成する共同実施グループ(以下「クル	プ(以下「クループ」という。)を指定する。
ープ」という。)を指定する。	
2、3 (略)	2、3 (略)
4 教育長は、2以上の共同実施組織を指定し、そ	- - -
のうち1の共同実施組織に運営総責任者(以下	<del>-</del>
「総リーダー」という。)を置くことができる。	<u> </u>
<u>5</u> <u>総リーダー及びグループリーダー</u> は、当該組織	   <u>グループリーダー</u> は、当該組織の主幹以上の者
の主幹以上の者の中から教育長が任命するもの	の中から教育長が <u>充てる</u> ものとする。ただし、主
とする。ただし、主幹以上の者がいない場合は、	幹以上の者がいない場合は、当該組織の事務職員
当該組織の事務職員の中から教育長が任命する	の中から教育長が <u>充てる</u> ものとする。
ものとする。	
<u>6</u> 総リーダーの本務校を全てのグループの拠点	<u>5 グループリーダー</u> の本務校を <u>拠点校</u> とし、 <u>共同</u>
<u>校(以下「拠点校」という。)</u> とし、 <u>グループリ</u>	実 <u>施</u> を主体的に行うものとする。
<u>ー</u> ダーの本務校を当該グループのグループ拠点校	
<u>(以下「グループ拠点校」という。)として、共同</u>	]
<u>実施</u> を主体的に行うものとする。	
<u>7</u> 拠点校の校長は、 <u>全てのグループの共同実施組</u>	1 <u>6</u> 拠点校の校長は、 <u>共同実施組織</u> を総括する。
<u>織</u> を総括する。	
8 グループ拠点校の校長は、当該グループの共同実	
施組織を総括する。	
(運営)	(運営)
	U第3条 拠点校の校長は、共同実施組織において処
理する業務等について、 <u>それぞれのグループ拠点</u>	
校の校長と十分協議した上で、年度当初に共同実	
施計画を作成し、教育長に報告しなければならな	
い。この場合において、グループ拠点校の校長は、	-
あらかじめ当該グループ内の校長と十分協議をし	4
<u>ておかなければならない。</u>	
2 拠点校の校長は、共同実施計画を変更する必要	  2   拠点校の校長は、共同実施計画を変更する必要
がある場合は、 <u>それぞれのグループ拠点校</u> の校長	を がある場合は、 <u>当該グループ内各校</u> の校長 <u>に了承</u>

がある場合は、<u>それぞれのグループ拠点校</u>の校長 の承認を受けた後、教育長に報告するものとす る。<u>この場合において、グループ拠点校</u>の校長は、 変更する がある場合は、<u>当該グループ内各校</u>の校長に を受けた後、教育長に報告するものとする。

あらかじめ当該グループ内の校長の承認を受けて

おかなければならない。

改正案

3、4(略)

(業務)

- 第4条 共同実施組織の所掌事務は、以下のとおり|第4条 共同実施組織の所掌事務は、以下のとおり とする。
  - (1) 別表第2に掲げる事務職員の標準的職務
  - (2), (3)(略)

(専決事項)

- 第5条 グループ内各校の校長の権限に属する事第5条 グループ内各校の校長の権限に属する事 | 務の一部を総リーダー又はグループリーダーに | | 務の一部をグループリーダーに専決させること 専決させることができる事務は、別表第3のとお ができる事務は、別表第2のとおりとする。ただ ることはできない。
  - (1)~ (2) 略
- 2 総リーダー又はグループリーダーは、専決した2 グループリーダーは、専決した事項について、 事項について、必要に応じ関係校長に報告しなけ 必要に応じ関係校長に報告しなければならない。 ればならない。

(本務及び兼務)

#### 第6条 (略)

2 教育長は、グループ内各校の学校事務を共同2 教育長は、グループ内各校の学校事務を共同実 実施組織で総合的に執行するために、共同実施 の業務の領域に関して共同実施組織の各事務職 員にグループ内各校の事務職員の兼務を発令す るよう、及び総リーダーとなる事務職員に全ての グループ内各校の事務職員の兼務を発令するよ う、三重県教育委員会へ申請するものとする。

#### 第7条~第8条 (略)

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。 別表第1(第2条関係)

共同実施グループ	構成校
名張中学校区・赤	名張中学校、赤目中学校、名
目中学校区	張小学校、比奈知小学校、錦
	生赤目小学校、箕曲小学校、
	梅が丘小学校、百合が丘小学
	校
桔梗が丘中学校	桔梗が丘中学校、北中学校、
区・北中学校区・	南中学校、蔵持小学校、薦原
南中学校区	小学校、美旗小学校、桔梗が
	丘小学校、桔梗が丘南小学校、
	桔梗が丘東小学校、つつじが
	丘小学校、すずらん台小学校

3、4(略)

(業務)

とする。

現行

- (1) 別表第1に掲げる事務職員の標準的職務
- (2), (3)(略)

(専決事項)

りとする。ただし、次に掲げる場合は、専決させ し、次に掲げる場合は、専決させることはできな

(1)~ (2) 略

(本務及び兼務)

第6条 (略)

> 施組織で総合的に執行するために、共同実施の業 務の領域に関して共同実施組織の各事務職員が グループ内各校の事務職員の兼務を発令するよ う、三重県教育委員会へ申請するものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正案	現行
別表第 <u>2</u> (第4条関係)	別表第 <u>1</u> (第4条関係)
(略)	(略)
別表第 <u>3</u> (第5条関係)	別表第 <u>2</u> (第5条関係)
共同実施組織 <u>総リーダー及び</u> グループリー ダー専決事項	共同実施組織グループリーダー専決事項
(略)	(略)

(趣旨)

第1条 この規程は、名張市学校の管理に関する規則(昭和34年教育委員会規則第24号)第16条第 2項の規定に基づき、学校における事務処理体制の整備、事務の高度化及び効率化並びに学校運 営に関する支援を行うための共同実施組織(以下「共同実施組織」という。)の組織、運営、業 務等に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- **第2条** 教育長は、別表第1に定めるところにより、中学校区を基本として、地域の特性に応じた学校から構成する共同実施グループ(以下「クループ」という。)を指定する。
- 2 共同実施組織は、グループを構成する学校の事務職員をもって構成する。
- 3 共同実施組織に運営責任者(以下「グループリーダー」という。)を置く。
- 4 教育長は、2以上の共同実施組織を指定し、そのうち1の共同実施組織に運営総責任者(以下「総リーダー」という。)を置くことができる。
- 5 総リーダー及びグループリーダーは、当該組織の主幹以上の者の中から教育長が任命するものとする。ただし、主幹以上の者がいない場合は、当該組織の事務職員の中から教育長が充てるものとする。
- 6 総リーダーの本務校を全てのグループの拠点校(以下「拠点校」という。)とし、グループリーダーの本務校を当該グループのグループ拠点校(以下「グループ拠点校」という。)として、 共同実施を主体的に行うものとする。
- 7 拠点校の校長は、全てのグループの共同実施組織を総括する。
- 8 グループ拠点校の校長は、当該グループの共同実施組織を総括する。 (運営)
- 第3条 拠点校の校長は、共同実施組織において処理する業務等について、それぞれのグループ拠点校の校長と十分協議した上で、年度当初に共同実施計画を作成し、教育長に報告しなければならない。この場合において、グループ拠点校の校長は、あらかじめ当該グループ内の校長と十分協議をしておかなければならない。
- 2 拠点校の校長は、共同実施計画を変更する必要がある場合は、それぞれのグループ拠点校の校 長の承認を受けた後、教育長に報告するものとする。この場合において、グループ拠点校の校長 は、あらかじめ当該グループ内の校長の承認を受けておかなければならない。
- 3 共同実施の円滑な運営をはかるため、共同実施協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 4 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。 (業務)
- 第4条 共同実施組織の所掌事務は、以下のとおりとする。
  - (1) 別表第2に掲げる事務職員の標準的職務
  - (2) 名張市教育委員会から委任を受けた業務
  - (3) その他共同実施組織で行うことが適当と認められる業務

(専決事項)

- **第5条** グループ内各校の校長の権限に属する事務の一部を総リーダー又はグループリーダーに専 決させることができる事務は、別表第3のとおりとする。ただし、次に掲げる場合は、専決させ ることはできない。
  - (1) 事案が重要又は異例と認められる場合
  - (2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じる恐れがあると認められる場合
- 2 総リーダー又はグループリーダーは、専決した事項について、必要に応じ関係校長に報告しなければならない。

(本務及び兼務)

- 第6条 共同実施組織の各事務職員は、それぞれの所属する学校を本務校とする。
- 2 教育長は、グループ内各校の学校事務を共同実施組織で総合的に執行するために、共同実施の 業務の領域に関して共同実施組織の各事務職員にグループ内各校の事務職員の兼務を発令するよ う、及び総リーダーとなる事務職員に全てのグループ内各校の事務職員の兼務を発令するよう、 三重県教育委員会へ申請するものとする。

(服務)

- 第7条 共同実施組織の事務職員の服務監督は、本務校で業務に従事する場合は本務校の校長が、 拠点校又は兼務校で業務に従事する場合は当該拠点校又は兼務校の校長がそれぞれ行う。
- 2 グループ内各校の校長は、共同実施計画等に基づき、本務の事務職員に拠点校又は兼務校への出張を命ずることができる。

(事務処理)

第8条 共同実施組織における事務処理は、この規程に定めるものを除くほか、関係法令、条例、 規則等の定めるところによる。

#### 附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第2条関係)

共同実施グループ	構成校
名張中学校区•赤目中学校	名張中学校、赤目中学校、名張小学校、比奈知小学校、錦生赤目
区	小学校、箕曲小学校、梅が丘小学校、百合が丘小学校
桔梗が丘中学校区・北中学	桔梗が丘中学校、北中学校、南中学校、蔵持小学校、薦原小学校、
校区・南中学校区	美旗小学校、桔梗が丘小学校、桔梗が丘南小学校、桔梗が丘東小
	学校、つつじが丘小学校、すずらん台小学校

#### 別表第2 (第4条関係)

事務職員の標準的職務

	労戦員の保守の戦労   職致内容	目标的少事效 (周二)
区分	職務内容	具体的な事務(例示)
庶務	文書に関すること	〇文書関係事務 ○ ※ **
		○学校備付表簿等管理、保存事務
	調査、統計に関すること	○学校基本調査関係事務
		○その他調査、統計事務
	渉外に関すること	○官公庁等との渉外関係事務
	庶務に関すること	○職員等の証明関係事務
		○庶務関係事務
学務	就学援助に関すること	○就学援助関係事務、就学奨励関係事務
	学籍に関すること	○児童生徒の転入、転出関係事務
	教科書に関すること	○児童生徒の教科書関係事務
	証明に関すること	○各種証明書等発行関係事務
人事	人事事務に関すること	○採用、退職、転出入関係事務
		○勤務記録関係事務
		○その他人事関係事務
	服務事務に関すること	○出勤簿関係事務
		○その他服務関係事務
給与	給与に関すること	○給与関係事務
		○年末調整、県市町村民税関係事務
	旅費に関すること	○予算管理事務
		○その他旅費関係事務
福利厚生	福利厚生に関すること	○公立学校共済組合、互助会関係事務
		○社会保険関係事務
		○公務災害関係事務
		○その他福利厚生関係事務
管財		○施設・設備の維持、管理関係事務
		○その他施設、設備関係事務
	<u> </u> 物品に関すること	○物品の維持、管理関係事務
		○その他物品関係事務
		O C > IT MANH MAN 1.474

経理	予算管理に関すること	○予算の編成、執行、調整関係事務
	契約執行に関すること	○物品購入、修繕等関係事務
	決算に関すること	○公費等決算関係事務
	学校徴収金に関すること	○計画、執行、決算関係事務
	補助金、委託料に関すること	○補助金、委託料関係事務
監査	監査・検査に関すること	○監査・検査関係事務

備考 区分欄は主として学校事務職員が統括する範囲を示したものであり、学校事務職員以外の 教職員が担当する職務内容を含む。

#### 別表第3 (第5条関係)

## 共同実施組織総リーダーグループリーダー専決事項

- 1 職員の給与に関する証明
- 2 職員の扶養親族の認定
- 3 職員の住居手当及び通勤手当の確認及び決定
- 4 職員の給与等に係る報告
- 5 旅費に係る支出の依頼の確認及び審査
- 6 その他所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査報告